

23.3.13(日)

「東北地方太平洋沖地震」被災地域に対する物資支援について

1. 概要

従来、被災地における物資調達については、災害救助法の規定に基づき都道府県知事が行い、国は費用の1/2を負担してきたところである。

今回の地震は、前例のない大規模災害で被害が広範囲に及んでおり、津波災害等により地域によっては壊滅的な被害を受け、その後の度重なる余震などもあって、地方自治体の機能が著しく低下していることから、災害救助法の考え方の根底にある地方自治体の自助努力では対応し難い状況となっている。

このため、災害救助法のスキームとは別に、国として独自に被災地全体の状況を把握し、物資の調整を大局的見地から行い、当面、緊急に必要な物資を調達（地方負担なし）して被災者に援助することが必要と判断。

援助物資の内容（更に検討中）

食料品、飲料水、毛布、医薬品、日常生活品等

2. スケジュール

現在、各省庁の協力の下、内閣府において必要な救援物資のとりまとめを精力的に行っており、被災県等との間で行う救援物資の内容・調達量、調達先の調整作業は最低でも本日（13日）中はかかる見込み。調整が終了次第、予備費使用（閣議決定）予定。

※ 国会開会中の予備費使用については、閣議決定により、基本的に行わないこととされているが、「災害に基因して生じた諸経費その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費」等については例外とされている。